

# 一般社団法人 ヒューマンハーバー そんとく塾 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 ヒューマンハーバー そんとく塾と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、刑務所等矯正施設出所者（更生保護事業法第2条2項各号に掲げる者をいう。以下「出所者・出院者等相談窓口」という。）に対して、就労・教育・宿泊の3つの支援を行い、出所者等に円滑な社会復帰を達成させることで、安全・安心な地域社会の実現を図り「再犯のない社会へ」寄与する事を目的とする。

この法人は、上記目的を達成するため、次に掲げる種類の事業活動を行う。

1. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
2. コミュニケーション能力向上に関する教育事業
3. 人材育成のための職業能力の開発及び向上を図るための教育活動及びその事業
4. 人材育成のための教材の制作、販売
5. 人材育成のための指導、助言及び教育事業
6. 社会復帰促進を図る「出所者・出院者等相談窓口」の運営事業
7. 出所者・出院者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下「雇用協力事業者」という。）の増加を図る事業
8. 雇用協力事業者に出所者・出院者等の就労の受入れを要請するなどして出所者・出院者等の求人の情報を把握し必要に応じて、それをハローワークに伝達する事業
9. 社会復帰に必要な宿泊施設「自立準備ホーム」の運営事業
10. 就職に必要となる資格等の取得を目的とした教室の運営事業
11. 社会的困窮者の社会復帰後の支援事業
12. 犯罪予防・再犯防止・非行防止を図るための世論の啓発、広報事業及び教育事業
13. 雇用協力事業者並びに出所者・出院者等の就労支援活動に従事する者に対する相談、研修、指導及び顕彰事業
14. その他上記の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 除名されたとき。
5. 総社員の同意があったとき。

## 第3章 社員総会

(開催)

第9条 定時社員総会は、毎年12月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役 員

(役員)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

理事3名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第21条 当法人は、事業目的を達成するために、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第22条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第23条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第24条 (事業年度)

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配)

第26条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 解 散

(残余財産)

第27条 (残余財産)

当法人が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、他の公

益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

(法令の準拠)

第28条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、当法人の現行定款に相違ありません。

令和3年 3月 25日

一般社団法人ヒューマンハーバーそんとく塾



代表理事 副島勲

